



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

歯科矯正治療契約において、病院側は治療期間が1年ではすまないと認識しながら、消費者に治療期間を1年と説明して治療の契約をしたことから、説明義務違反の不法行為が認められた事例

短期治療を謳った歯科医院において、消費者は、1年という治療期間と説明を受けて歯科矯正治療の契約をして、手術を受け通院していたが、説明に反し2年にわたり受診をした後、医院との契約を解除した事例である。医院代表者には、契約締結に際する説明義務違反があるとして、医院の不法行為責任が認められ、支払った金額全部を相当因果関係にある損害と認め、その賠償とともに100万円の慰謝料また35万円の弁護士費用の賠償が認められた。(東京高等裁判所令和元年11月13日判決、ウエストロー・ジャパン掲載)

原告：X(消費者)
被告：Y(歯科医院、代表者A)



事案の概要

Xは、Yの経営する歯科医院を訪れ、2012年11月上旬から同月下旬まで、延べ4回、Yの代表者Aから歯科矯正についてのカウンセリングを受けた。Aは、その際に、コルチコトミー手術*1とアンカーインプラントを併用した治療方法と1年ほどの治療期間について説明をした。Xは海外に長期滞在も見込まれる仕事をしていたためこれを信じて、同年12月中旬、アンカーインプラント埋入手術、コルチコトミー手術および1年間の矯正治療を受けることに對し、施術料金約190万円、通院1回当たり処置料金約1万円を支払うことを内容とする歯列矯正治療契約を締結した。

Yは、2013年2月中旬、Xに対し、歯科矯正

を開始し、同月下旬、^{じょうがく}上顎左右の歯および^{こうがい}口蓋にそれぞれアンカーインプラントを埋入する手術を行い、同年3月下旬、下顎の歯茎にFHO*2およびコルチコトミーの手術を行った。Aは2014年4月中旬、Xに対し、上顎前歯の頬側にFHOおよびコルチコトミーの手術を行ったほか、上顎前歯唇側歯肉に4本のアンカーインプラントを埋入する手術を行った。2014年2月中旬から2015年2月中旬まで、Xの上顎の矯正装置が20回ほど脱離、破損したことがあり、Aが装着し直すということがあった。2015年3月下旬にAから矯正治療を受けたのを最後に、なかなか矯正治療が終わらなかったことや、Aの紹介で別の歯科医院を受診した際に、根幹治療のやり直しを指示されたことから、Xは、Yに対して不信感を強め、Yの受診をしなくなった。

*1 歯の周囲の頬側皮質骨、舌側皮質骨の両方または一方に、両方の皮質骨を貫通しないよう切り込みを入れる外科処置のテクニック

*2 フラップレスヘミオステオトミー(コルチコトミー手術による皮質骨の一部切除・穿孔[せんこう]に加え、その下の海绵骨も切除し[ひびを入れ]歯を動きやすくする術式、歯肉を剥離[はくり]しない)

Xは、2015年8月中旬、B大学歯科病院において、上顎のアンカーインプラントの抜去手術を受けたが、右側のインプラントが破折して一部が原告の骨組織内に残留した。Xは、Yに対し、2015年11月上旬、本件契約を解除したうえで、支払い済みの診療報酬の返還および慰謝料の請求をした。

XはYに対して、①主位的には、Aは、歯列矯正治療期間に関して十分な医学的根拠に基づかない説明をし、また、アンカーインプラントを適切な時期に抜去すべき義務を怠ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償金約570万円およびこれに対する不法行為の後である2015年11月上旬(治療契約を解除した日の翌日)から支払い済み分まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。また、②予備的に、治療契約を途中で解除したため、支払い済みの治療費のうち未治療分相当額についてYが法律上の原因なく利得していると主張して、不当利得返還請求権に基づき約61万円(未払いとなっているインプラント埋入代金約19万円を、前述の不当利得返還請求権約80万円により相殺)およびこれに対する請求の日の翌日である2016年5月上旬から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。

原審判決は、Aの矯正にかかる期間を1年とする説明が医学的根拠をまったく欠くとまではいうことはできず、インプラント破折に関する注意義務違反も認められないとして、Xの主位的請求を棄却し、予備的請求について、支払い済みの矯正施術料約150万円のうち、未治療分につき不当利得を理由として約21万円の限度で請求を認容した。

そこで、Xが控訴し、Yが附帯控訴をした。本判決はXの主位的請求を認容している。

 **理由(Xの主位的請求認容)****1. 歯科矯正治療における説明義務**

Yが短期間の歯列矯正治療を強調した宣伝を行っていたこと、Xが治療期間を重視してYの診療を受けたこと、Xについて選択され得る歯列矯正治療の方法が複数存在すること、選択される治療方法により予想される治療期間と費用が異なることおよび治療の費用は高額になる場合があり、Xが選択した治療の費用は約194万円であったことが認められる。

本判決では「このような事実関係の下においては、治療契約を締結して歯列矯正治療を行う医療機関は、治療契約の締結に先立ち、治療契約を締結すべきか否か^{おおよ}及びいかなる治療方法による治療契約を締結すべきかについて患者が正しい情報に基づいて判断できるように、歯科医師としての専門的知識に基づき、専門家でない患者が十分に理解できる内容の明解な治療内容等に関する説明をする義務を負う」「この義務は、選択された治療方法により予想される治療期間及びその期間内に治療が終了する可能性の程度について、Xに誤解が生じない程度の説明をする義務を含む」としている。

2. 本件における説明

Aは、X線写真を撮影し、Xを診察したうえで、2012年11月中旬に、絶対ではないと留保を付けながらも、コルチコトミーとアンカーインプラントを使用した歯列矯正治療であれば、治療期間1年を目安にしている旨を説明し、この説明を受けたXは本件矯正治療を選択した。そして、Aは、同年12月中旬に、本件治療について再度説明をし、通常の治療を行うと2年半くらいであるが、どのくらい早くなるかは上の歯がどのくらいの期間で矯正できるかによると説明している。Aによるこの一連の説明は、説明を受けたXに、Xが本件治療を受けた場合の治療



期間の目安は1年であるが、これは絶対ではなく、治療期間は上の歯がどのくらいの期間で矯正できるかによると認識させる内容のものということができる。

3. 本件説明は適切であったか

Yは種々の医学文献等の資料を書証として提出しているが、これらの文献の中には、コルチコトミーを併用した矯正治療により、1年以内で治療が完了した症例を報告する文献を除き、そのような症例があることを報告するものに過ぎず、治療期間の目安が1年であるとするものではなく、さらに、報告された症例は、Xの治療と異なり、必ずしも叢生^{そうせい}*3と過蓋咬合^{かがいこうごう}*4を同時に矯正する症例ではないから、これらの文献があることをもって、Xの治療期間の目安が1年であることの医学的根拠が存在するとは認められない。Aは原審における本人尋問において、Xの矯正治療については、期間の目標が立たず、目安がはっきりしなかった旨およびAが行った歯列矯正治療のうち1年以内に治療が終わったのはほとんどスピード矯正の場合である旨を供述しており、Xが選択した治療方法はプレートを使用するスピード矯正ではなかったのであるから、Aは、Xの治療期間の目安が1年とはいえないことを認識していたものと認められる。

前述のとおり、Xがコルチコトミーとアンカーインプラントを使用した歯列矯正治療を受けた場合の治療期間の目安が1年であることについて十分な医学的根拠があったとは認められず、むしろ、Aは、Xの治療期間の目安ははっきりせず、1年とはいえないことを認識していたことが認められる。

4. 結論

Aは、十分な医学的根拠が無いことを知りな

がら、Xに対し、Xの治療期間の目安が1年間であるとXに誤解させる説明を行ったものというべきであり、これは治療契約締結前になすべき治療期間に関する説明義務に違反するものであって、Xに対する不法行為を構成する。前述の説明義務違反は、Xが、治療期間を重視しており、Aの当初の説明から治療期間の目安が1年であると認識していることを知りながら、Aが、Xが選択した治療方法によっては治療期間の目安が1年とはいえないことを知りつつ、本件契約を締結させたものであって、極めて悪質な営業行為である。

5. 賠償されるべき損害

Aが説明義務を果たしていればXはYと本件契約を締結することはなかった。よって、Xが本件契約に基づきYに支払った約250万円が、本件不法行為と相当因果関係がある損害である。また、Xは、本件不法行為により、自己の意思に反して長期間の治療を受けることとなり、また、本件不法行為による損害の回復のために本件訴訟を提起することを余儀なくされたものであり、Xが被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は100万円と認めるのが相当である。本件訴訟の内容および経過に照らすと、弁護士費用としての損害は35万円と認めるのが相当である。YがXに対し支払った約24万円を差し引き、合計約430万円および、そのうち約390万円に対する2019年3月中旬から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で、Xの請求は理由がある。

解説

1. インフォームドコンセント

人の身体に対する侵襲を伴う治療行為は、患

*3 デコボコに生えている歯並び

*4 噛んだ時に下の前歯が見えなくなるほど深くかみ合っている状態



者の同意があれば必ず違法性を阻却するのではなく、医療水準にのっとった十分な説明を受けたうえでの同意であって初めて違法性を阻却させるのである(参考判例①)。このことは、歯科医も同様であり、また、歯科矯正治療についても当てはまる。矯正歯科関係の医療過誤についての裁判例はあるが、契約締結の際の説明義務違反が問題になったのは初めてであるとみられる。

本件は、医療過誤が問題になったのではなく、契約期間を重視していたXに治療期間について誤った説明をし、意に反した契約を締結させたことを不法行為としたのである。そして、Yの1年を治療期間とする説明は医学的な根拠を欠くものであり、かつ、説明をしたAは1年では終わらないことを認識していたと認定され、本判決は「極めて悪質な営業行為」と強く非難している。

2. Xの損害について

本判決は、医療過誤ではなく、すなわち、身体、健康侵害を問題にするのではなく、説明が虚偽だと知らずに契約をさせられたという財産損害を問題にしている。しかし、損害については議論の余地がある(検討は3にて行う)。

本判決は「Xが本件契約に基づきYに支払った金員は、本件不法行為と相当因果関係がある損害である」として、支払った約250万円を損害と認めた。そして、身体の侵襲を問題にするのではなく、自己の意思に反して長期間の治療を受けることとなったこと、本件訴訟提起を余儀なくされたことによる精神的苦痛の慰謝料を問題にしてこれを100万円と認める。そして、弁護士費用につき合計350万円の1割の35万円を相当因果関係のある損害と認めている。

3. なされた治療の損益相殺

本件では、契約の効力は争われていない。契

約は有効であり治療費等の支払いは有効であるにもかかわらず、支払った金額を損害として賠償が認められている。詐欺による売買では、取消しをして代金の返還を受けることができるが、取消しをしないで、財産との差額を賠償請求することができる。例えば、10万円程度の土地を100万円の価値があると騙されて購入した場合、契約を取り消せば100万円の返還を請求できるが、取消しをしないで土地を保持し10万円分を損益相殺して差額90万円の賠償請求を選択することができる(参考判例②)。本件では、Xが受けた給付についての損益相殺は議論されていない。損益相殺をするのが適切ではない利益なのか(参考判例③~⑤)、それとも、治療が履行として価値のない医療過誤の事例であったのか、事案を読む限りは後者の可能性もある。そうでないと治療に問題がないのに、治療費全額を損害賠償として取り戻せるということになり、無償で治療を受けるに等しくなる。その意味で、本判決の先例価値はこの点を差し引いて評価する必要があり、本判決が支払った金額すべて損害と認めたことを過大評価すべきではない。

参考判例

- ①最高裁平成13年11月27日判決(『民集』55巻6号1154ページ[インフォームドコンセント])
- ②大審院大正5年1月26日判決(『刑録』22輯39ページ[詐欺取消しをしないで損害賠償請求])
- ③最高裁平成22年6月17日判決(『民集』64巻4号1197ページ[構造耐力上危険を伴う欠陥住宅と居住利益の損益相殺])
- ④最高裁平成20年6月10日判決(『民集』62巻6号1488ページ[違法な高利貸と貸付金の損益相殺])
- ⑤最高裁平成20年6月24日判決(『判例時報』2014号68ページ[詐欺的な投資勧誘と配当の損益相殺])